

安全ニュース

「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が発表された地域では厳重警戒、作業中止措置をとってください。

(1) 就業前・就業中の徹底事項

- 単独作業の原則禁止：複数人での就業をしましょう。
- 事前の体調確認：体調が悪い場合は無理せず就業中止を。
- 作業時間の変更・見直し：気温や湿度の高い時間帯（11 時～15 時）は屋外 a 作業は避けてください。
- 中止の判断：環境省が発表する「暑さ指数(WBGT)」が 28℃を越えたら厳重警戒とし「危険」31℃を越えたら就業を中止してください。

(2) 体調不良時の対応（緊急連絡）

- 異変を感じたらすぐに中断する。
- 周囲への声掛けを行う。
- 自力で水分補給できない場合や、意識が朦朧としている場合は、ためらわずに 119 番通報（救急車要請）を行う。

7月は「安全・適正就業強化月間」です

安全・適正就業強化月間

令和8年7月1日から令和8年7月31日までとする。

全国統一スローガン

「声掛けは 仲間を守る いのち綱」

センターで取り組む事項

- (1) 安全・適正就業委員会の開催、「安全・適正就業対策基本計画」の策定及び事故の要因分析と具体的な防止策の徹底
- (2) 重篤事故につながるおそれのある就業の徹底事項

ア 危険・有害な作業の受注回避（平成3年11月1日付高雇発40号通達）【シルバー人材センター安全就業の手引（第六改訂）P104～106 参照】

危険・有害な作業は受注しないこと。

特に、①高所作業（地上又は床面から高さ2m以上の場所で行う作業）

②チェーンソーを用いて行う伐木作業等

については、より慎重に就業の可否を判断すること。

なお、事業者が労働者を危険有害業務に就かせる際には、特別教育の実施が義務付けられているが、労働安全衛生法の改正（令和9年4月施行）により、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等についても、危険有害業務に従事する際には特別教育の受講が義務化されることとなったところである。

センターの会員が単独でこれらの作業に就く場合は同法の適用とはならないが、実際に行う作業は同じであることに鑑みれば、「墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る作業」または、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の作業」を止むを得ず受注する場合は、労働安全衛生法に準じ、会員に対して安全又は衛生のための特別教育を確実に受講させるとともに、安全対策を徹底した上で作業に従事させることが強く推奨されること。

加えて、近年の事故発生状況を踏まえると、除草作業における斜面等の転落の

おそれがある場所での作業（準備及び片付け時を含む。）のみならず、清掃作業における階段での作業についても、保護帽を着用していれば死亡事故に至らなかった可能性がある転落事故の事例が見受けられるため、墜落・転落による重篤事故を防止する観点に立ち、リスクの高い現場においては保護帽の着用を義務化することが望ましいこと。

イ 作業別安全・適正就業基準に掲げる安全保護具の完全着用の徹底

墜落・転落による重篤事故の大半は、保護帽・墜落制止用器具を正しく使用していないケースであることから、脚立等を使用する作業については、可能な限りこれをなくし、地上作業又は安全な作業床を確保した上で作業を行えるよう検討すること。なお、やむを得ず樹上での作業を行う場合には、保護帽（ヘルメット）・墜落制止用器具（安全帯）等の安全保護具を確実に装着させることとし、未着装のまま就業した場合には、事故の有無にかかわらず、申し合わせに基づき就業停止等の措置を講ずるなど、安全就業の徹底を図ること。

ウ 熱中症対策の徹底

気温の高い日が続く時期に備え、会員一人ひとりに対して熱中症予防に関する啓発及び注意喚起を行うとともに、熱中症が疑われる症状が認められる会員が生じた場合には、速やかに作業を中止し、応急処置を講ずるとともに、必要に応じて救急隊を要請するなど、適切な対応を徹底すること。なお、令和7年6月の労働安全衛生規則の改正により、働く者を熱中症から保護するため、熱中症のおそれがある者を早期に把握し、適切な対策を講ずることができるよう、事業者に対して罰則付きで対策が義務付けられている。センターにおいては、センターと会員、会員と発注者との間に雇用関係がない（派遣を除く）ことから、当該規則は直接適用されるものではないが、就業する以上、その形態の如何にかかわらず熱中症のリスクが伴うことから、会員に対する熱中症対策の実施は不可欠であり、当該規則に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

エ 作業環境の改善等

令和8年4月1日より適用された「高年齢者の労働災害防止のための指針」を参考に、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めること。

オ 健康確保の推進

健康チェックや健康講話等の実施、健康診断の積極的な奨励などの健康増進策を図ること。

（3）ヒヤリ・ハット体験事例を収集するとともに、要因を分析し、適切な対策を検討

し、これを周知することなどにより事故の防止を徹底すること。

- (4) 損害賠償責任保険事故が多く発生し、団体保険の継続が危ぶまれることから、特に草刈作業における飛散防止対策（石が飛びにくい刈刃の使用、飛散防止ネットの設置、車両の移動等）の徹底を図ること。

- (5) 就業途上における交通事故の防止

ア 交通安全に関する講習会の実施及び交通安全対策の徹底

イ 事故多発エリアのロードマップ等の作成

ウ 徒歩、自転車及びバイクでの事故の防止の徹底

特に、自転車における交通ルール（自転車安全利用五則）の遵守及びサイクル安心保険への加入促進

- (6) 安全就業対策の総点検の実施

ア 就業前、就業後の安全意識等の徹底

イ 機械器具の点検と整備の徹底

ウ 安全保護具の点検と整備の徹底

エ 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の重点実施

オ 就業現場の総点検

カ 交通安全対策の徹底

- (7) 安全就業の研修及び点検

安全就業に係る事例発表を含む研修会、講習会等の実施

- (8) 適正就業ガイドラインに沿った業務運営の実施

ア 適正就業ガイドラインを活用した研修・周知（平成 28 年 9 月 13 日付け 28 全シ協発第 125 号）

イ 請負又は委任契約の「受注リスト」による点検等について（令和 3 年 9 月 16 日付け事務連絡）

ウ 契約書及び仕様書の作成・取交しの徹底

エ 発注者と会員との間に指揮命令関係が生じる請負契約又は委任契約について、労働者派遣契約への切り替え若しくは職業紹介により発注者の直接雇用に移行

- (9) 会員からの安全標語の募集、センター・施設・就業現場等への安全標語、垂れ幕、ノボリ等の掲示などによる会員すべての安全意識の徹底

- (10) 会報等への安全意識啓発のための特集記事の掲載

- (11) 会員に対して安全意識啓発及び情報の共有化を図るための資料等の配付など

(12) 月間中における「安全意識高揚の日」の設定及び安全表彰の実施

熱中症を予防する指標「暑さ指数(WBGT)」とは？

暑さ指数 (WBGT (湿球黒球温度) : Wet Bulb Globe Temperature) は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数 (WBGT) は人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	気 温 (参考)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	35°C以上	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態 でも発生する危険性が大き い。 外出はなるべく避け、涼し い室内に移動する。
厳重警戒 (28~31°C ※)	31~35°C		外出時は炎天下を避け、室 内では室温の上昇に注意す る。
警戒 (25~28°C ※)	28~31°C	中等度以上の生活活 動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際 は定期的に十分に休息を取 り入れる。
注意 (25°C未満)	24~28°C	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激 しい運動や重労働時には発 生する危険性がある。

※ (28~31°C) 及び (25~28°C) については、それぞれ 28°C以上 31°C未満、
25°C以上 28°C未満を示します。

《 熱中症の危険度を示す指針 》
温度基準 (WBGT) が「危険」31°Cを超えたら
就業を中断する勇気を！
個々の会員の皆様の健康状態に配慮した対応を！

熱中症予防のために

暑さを避ける！

エアコン等で
温度をこまめに調節



遮光カーテン、
すだれ、
打ち水を利用



外出時には
日傘や帽子を
着用



天気の良い日は
日陰の利用、
こまめな休憩



吸湿性・速乾性のある
通気性のよい
衣服を着用



保冷剤、氷、
冷たいタオルなどで、
からだを冷やす



『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する！

室内でも、外出時でも、のどの渴きを感じていなくても
こまめに水分を補給



熱中症とは

「熱中症」は、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症予防のための
情報・資料サイト

厚生労働省 熱中症



スマートフォンでも
見られます



https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

熱中症の症状

- めまい
- 立ちくらみ
- 生あくび
- 大量の発汗
- 筋肉痛
- 筋肉のこむら返り



病状がすすむと

- 頭痛
- 嘔吐
- 倦怠感
- 判断力低下
- 集中力低下
- 虚脱感



応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら(主な応急処置)

エアコンが効いている
室内や風通しのよい日陰
など涼しい場所へ避難



衣服をゆるめ、からだを
冷やす
(首の周り、脇の下、足の付け根
など)



経口補水液を補給※



※経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。

腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。



自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう！

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

室内でも熱中症予防！

暑さを感じなくても室温や外気温を確認し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

高齢者や子ども、障害のある方は、特に注意が必要！

高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているので、注意が必要です。子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。

また、障害のある方には、体温調節が難しい場合やのどが渴いても気づかない、自分で水分がとれない等の場合がありますので、介助者やまわりの方は注意しましょう。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。

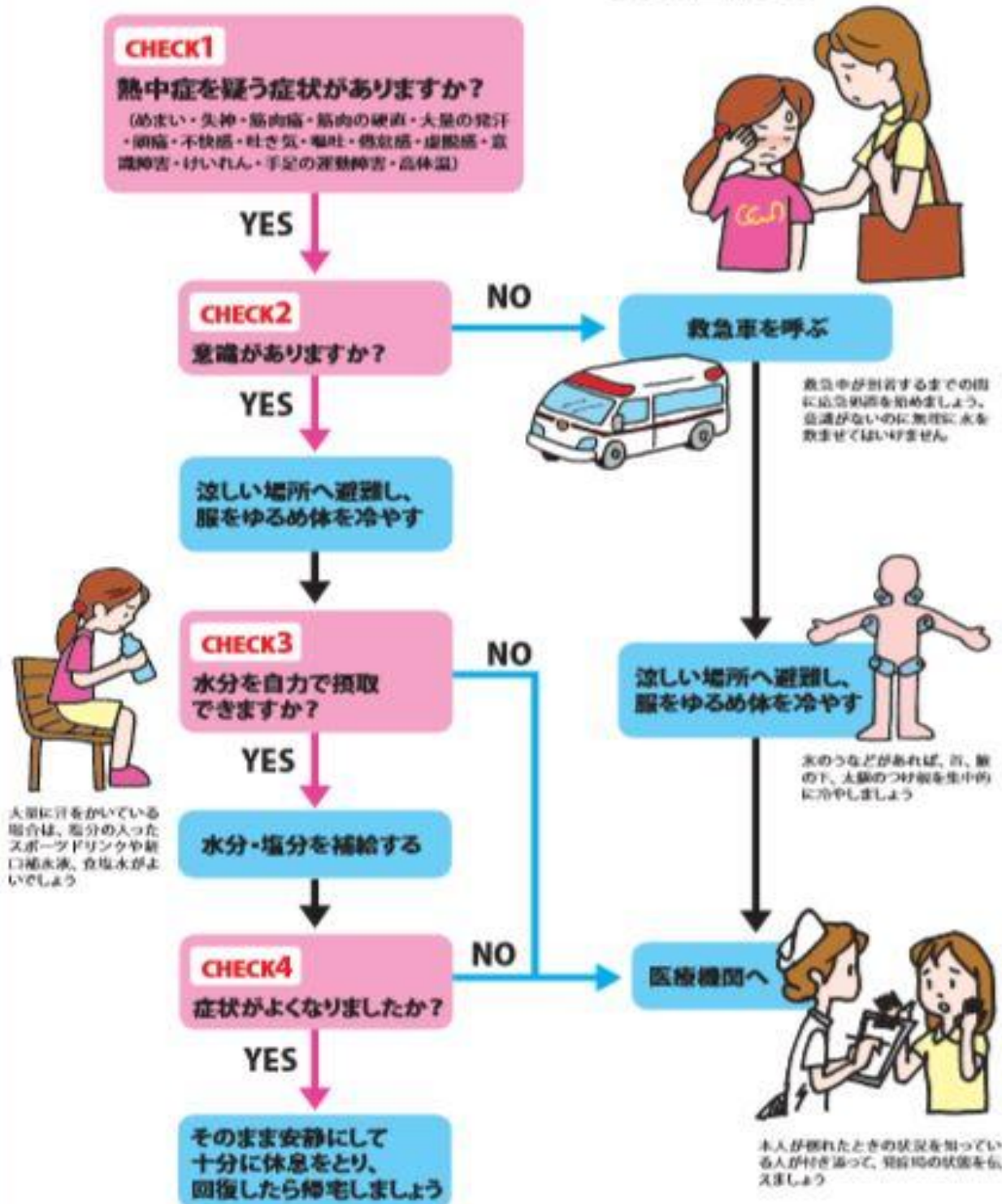


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

佳作

令和7年度
安全就業標語

『仲間への あなたの声かけ 事故防ぐ』

(駒ヶ根伊南シルバー人材センター 小池 正興さん)

公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会

〒380-0841 長野市大門町 51 番地 1 柏与ビル 3 階

Tel : (026)237-4680 Fax : (026)237-5665